

委託販売規約書

委託者 _____ 甲
受託者 CustomShop CANOPUS _____ 乙

第1条 『目的』

甲は乙に対し、甲の所有する別紙の商品の販売を委託し、乙はこれを販売することを受諾した。

第2条 『契約期間』

契約期間は、契約締結日からドラムセットの場合6ヶ月、その他単体の場合3ヶ月とする。

第3条 『中途解約』

販売上の混乱を避けるため基本的に本契約の中途解約はできない。
但し、双方止むを得ない事由のある場合、1ヶ月前に書面により契約を解除する事ができる。
但し、甲から乙に契約の解除を申し入れる場合は、当該委託商品が契約解除の意思表示の時点で未売却か商談中でない事を確認しなければならない。これらの確認を怠って甲は乙に対し契約を解除を要求し、委託商品の返還を求める事はできない。

第4条 『価格の決定』

委託商品の販売価格は甲、乙協議の上で決定する。但し、契約締結後双方協議の上販売価格を変更する事ができる。その際は、委託販売契約書の販売価格を変更の上双方の署名捺印を要する。
Web上の表示価格は送料を含めた金額で表示となる為、ドラムセット3,000円、その他1,000円を計上した形となる。

第5条 『委託販売手数料及び事務手数料』

委託販売手数料は売却代金（消費税、送料を除く）の20%とし、乙は売上の80%分を甲に支払う。
*ドラムセットの場合、甲は乙に対し委託販売契約締結時に事務手数料として3,000円を乙に支払う。尚、当該手数料は、商品の売却の有無にかかわらず如何なる理由を持って甲に対して返還されない。

第6条 『商品の販売、管理』

乙は、WEBサイト及びその他のメディアにより委託商品の情報告知を行い迅速な販売を心がける。又、乙は善良な管理者としての注意義務をもって委託商品を保管し、不具合が生じないよう管理する。

第7条 『損失補填』

乙の管理下にある間に委託商品に不具合を生じるかあるいは盗難に合った場合、原状回復あるいは同等品を持って乙は甲に弁済する事を原則とする。
上記の原則を履行する事ができない場合、双方協議の上乙が当該商品を買取するものとする。但し、その買取り価格の上限は市場価格或は甲の販売希望価格の80%を上回るものではない。

第8条 『商品の売却報告』

当該商品が売却された場合、乙は甲に対して毎週月曜日に書面、電話、メール等でその旨を連絡する。

第9条 『売却代金支払い方法』

乙は売却代金の支払いを売却報告した週の木曜日に完了する。（木曜日が祭日に当たる場合は翌週の月曜日とする。）その際の振込手数料は、甲の負担とする。甲が現金の手渡しを希望する場合は上記の日を以て以降乙の指定する日時とする。

第10条 『契約終了及び契約期間の延長』

乙による当該委託商品の売却、甲への代金の支払いを持って本契約書は終了する。
期間満了後双方協議の上契約期間を第2条で定めた期間を延長する事ができる。その際は第5条で定めた事務手数料を乙に支払い、本契約書の契約期間を双方の捺印によって変更する事ができる。
以後延長の際には同様の手続きによって契約延長を可能とする。
当該商品が契約期間内に販売できなかった場合、乙が当該商品を甲に返却する事により本契約は終了する。その際、甲、乙双方ともに本契約書に記載されている以外の代金或は手数料を相手方に要求する事はできない。

第11条 『異議申し立て』

甲、乙双方ともに未売却商品の返却時に当該商品の状態を確認するものとする。重大な瑕疵がある場合を除き、返却後の異議申し立ては甲乙双方ともにする事はできない。

第12条 『契約解除』 甲と乙は、次の事項に該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 1、委託商品の所有権が甲の物でないと判明したとき
- 2、甲が商品を購入しないとき、又は乙が商品の情報告知をしないとき。
- 3、小切手等の不渡りが発生したとき。
- 4、強制執行、破産、和議等により信用状態の悪化が認められたとき。
- 5、その他本契約に違反したとき。

第13条 『規定外条項』

本契約に取り決めのない事項は、法令及び慣習に従い、当事者協議して解決するものとする。上記の内容に基づき別紙契約書にて本契約を成立させ、契約書2通を作成し、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

委託者 甲 住所 _____
氏名 _____ 印
受託者 乙 住所 168-0072 東京都杉並区高井戸東2-3-16
氏名 CustomShop CANOPUS 印